

1 改正の理由

令和7年8月7日に人事院から国家公務員の給与の引上げが勧告されたことに鑑み、本組合職員の給与についてもこれに準じた所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 給料

若年層に重点を置きながら、給料表における全ての号給について給料月額を引き上げる。(平均改定率3.3%)

(令和7年4月1日から適用)

(2) 初任給

基準学歴	現 行	改 定
大 学 卒	230,000円	242,000円
短 大 卒	220,000円	232,000円
高 校 卒	207,400円	219,400円

(令和7年4月1日から適用)

(3) 期末手当

ア 令和7年度

区 分	支 給 割 合	
	現 行	改 定
6 月 支 給 分	1. 25月 (再任用職員0. 7月)	現行どおり
1 2 月 支 給 分	1. 25月 (再任用職員0. 7月)	1. 275月 (再任用職員0. 725月)
年 間 支 給 割 合	2. 5月 (再任用職員1. 4月)	2. 525月 (再任用職員1. 425月)

(令和7年12月1日から適用)

イ 令和8年度以降

区 分	支 給 割 合	
	令和7年度	令和8年度以降
6月支給分	1. 2 5月 (再任用職員0. 7月)	1. 2 6 2 5月 (再任用職員0. 7 1 2 5月)
1 2月支給分	1. 2 7 5月 (再任用職員0. 7 2 5月)	1. 2 6 2 5月 (再任用職員0. 7 1 2 5月)
年間支給割合	2. 5 2 5月 (再任用職員1. 4 2 5月)	2. 5 2 5月 (再任用職員1. 4 2 5月)

(令和8年4月1日から適用)

(4) 勤勉手当

ア 令和7年度

区 分	支 給 割 合	
	現 行	改 定
6月支給分	1. 0 5月 (再任用職員0. 5月)	現行どおり
1 2月支給分	1. 0 5月 (再任用職員0. 5月)	1. 0 7 5月 (再任用職員0. 5 2 5月)
年間支給割合	2. 1月 (再任用職員1. 0月)	2. 1 2 5月 (再任用職員1. 0 2 5月)

(令和7年12月1日から適用)

イ 令和8年度以降

区 分	支 給 割 合	
	令和7年度	令和8年度以降
6月支給分	1. 0 5月 (再任用職員0. 5月)	1. 0 6 2 5月 (再任用職員0. 5 1 2 5月)
1 2月支給分	1. 0 7 5月 (再任用職員0. 5 2 5月)	1. 0 6 2 5月 (再任用職員0. 5 1 2 5月)
年間支給割合	2. 1 2 5月 (再任用職員1. 0 2 5月)	2. 1 2 5月 (再任用職員1. 0 2 5月)

(令和8年4月1日から適用)

(5) 通勤手当

ア 支給額の改定

自動車等の交通用具を使用して通勤する職員の支給額について、以下のとおりとする。

使用距離	現行	改定
10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円	7,300円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,000円	10,400円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円	13,500円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	15,800円	16,600円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円	19,700円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,600円	22,800円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円	25,900円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,200円	29,100円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円	32,300円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	29,800円	35,500円
60キロメートル以上	31,600円	38,700円

※ 10キロメートル未満は変更なし

(令和7年4月1日から適用)

イ 新たな距離区分の創設に伴う上限額の改定

自動車等の交通用具を使用して通勤する職員の通勤手当について、上限を66,400円とした新たな距離区分を規則で定める。

ウ 1か月当たりの通勤手当の支給限度額の引上げ

1か月当たりの通勤手当（交通機関等の利用に係る額及び交通用具に係る額を合算した額）の限度額を、現行の55,000円から150,000円に引き上げる。

(6) 次長級以上の職員の昇給制度の見直し

次長級以上の職員について、給料表における号給の大きくくり化に伴い、勤務成績が特に良好である場合に限り昇給を行う。

3 他自治体の類似する政策等

構成市及び県内の消防業務を所管する自治体等において、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 給与改定による影響額

(1) 給料、期末手当及び勤勉手当

令和7年度

項目	影響額
給料 〔給料表の改定によるもの〕	112,710,100円
期末手当 〔支給月数の引上げによるもの〕	34,425,646円
勤勉手当 〔支給月数の引上げによるもの〕	30,009,730円
合計	177,145,476円

※ 職員1人当たりの影響額

令和7年4月1日時点 職員数861人（再任用職員含む。）

$177,145,476 \div 861人 \approx 205,743円$

(2) 通勤手当

令和7年度 1,610,400円

※ 令和7年4月1日時点、対象職員数338人（自動車等使用者で使用距離が10キロメートル以上）

(3) 昇給制度の見直し

令和8年1月1日時点、対象職員なし（55歳を超える職員除く）

7 添付資料

(1) 令和7年度給料表

(2) 新旧対照表